

島根県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した平成30年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須山隆
同	山根成二
同	大國羊一
同	後藤勇

## 平成30年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

### テーマ 公共施設（※）における安全・安心に係るソフト面での対応

（※）県が所有する建築物及び附属設備

意見	処理方針・措置状況
<p><b>(1) 防火管理意識の徹底について（共通）</b></p> <p>施設の安全・安心に向けた取組みの実施にあたっては、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。</p> <p>しかしながら、今回の監査では、防火管理者の認識不足から是正又は改善を要する事例が見受けられた。</p> <p>今後は、こうしたことのないように、各施設の管理権原者は防火管理者に意識づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再確認されたい。</p>	<p><b>（知事部局共通）</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>改善が必要な所管課・実施機関においては、今後の具体的な対応について、検討を行っている。</p> <p><b>（教育委員会共通）</b></p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、改善が必要な所管課・実施機関においては、今後の具体的な対応について、検討を行っている。</p> <p><b>（公安委員会共通）</b></p> <p>今年度は、施設の管理権原者（所属長）に対して、消防訓練の実施の徹底を通達しており、防火管理者の責務、消防計画の作成及び消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務について確認がされている。</p>
<p><b>(2) 消防計画の内容確認について（共通）</b></p> <p>消防法において、防火対象物については、火災の予防や火災発生時の被害の軽減のため、消防計画を作成し、これに基づき、消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を実施することとされている。</p> <p>監査の結果では、消防計画について、内容に変更が生じているものや、消防訓練の実施内容や回数が不明確なものがあった。</p> <p>については、各施設の消防計画について、変更が生じていないか又は明確な内容となっているか確認を行われたい。</p>	<p><b>（知事部局共通）</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>消防計画の作成、変更については、手続が必要な所管課、実施機関においては手続が行われていた。</p> <p><b>（教育委員会共通）</b></p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、消防計画の作成、変更については、手続が必要な所管課、実施機関においては手続が行われていた。</p>

	<p>(公安委員会共通)</p> <p>防火対象施設の消防計画の内容に変更がある所属については各所轄の消防署へ消防計画変更届出書を提出している。今後も計画内容に変更が生じているか定期的に確認を行う。</p>
<p>(3) 消防訓練の実施について (西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎)</p> <p>消防訓練は、消防計画に基づいて、定期的 に実施しなければならないとされている。</p> <p>監査の結果では、西郷港旅客上屋、保健環境科学研究所、運転免許課庁舎、大田警察署庁舎で、平成29年度に一度も消防訓練を実施しなかった。</p> <p>火災発生時に、迅速かつ的確な行動をとることができるようにするためには、消防訓練を繰り返して行うことが重要である。</p> <p>今後は、消防計画で定めたとおり、定期的に消防訓練を実施されたい。</p>	<p>(隠岐支庁県土整備局)</p> <p>平成30年度は12月19日に消防訓練を実施した。今年度は、4月に局内での年間行事確認時に訓練実施予定を周知し、7月17日に第1回消防訓練を実施した。今後、12月に第2回消防訓練の実施を予定している。</p> <p>今後の消防訓練の実施については、担当者の異動時に、防火管理者の責務について確実かつ具体的に引き継ぐこととし、毎年度当初に、消防計画及び消防訓練の内容、スケジュールについて、局内で確認し共有することとした。また、四半期毎に、局内で防火管理者業務の状況をチェックすることとした。</p> <p>(保健環境科学研究所)</p> <p>平成30年度は2月19日に消防訓練を実施した。今年度は、11月に消防訓練の実施を予定している。</p> <p>今後は、消防計画に従い毎年消防訓練を実施する。</p> <p>(警察本部)</p> <p>平成30年度に引き続き今年度は6月20日に職員を対象に消火、通報、避難誘導の訓練を実施した。</p> <p>運転免許課は他の庁舎に比べ、一般来庁者が多いことから、今後も継続して訓練を実施して職員の防火管理意識の醸成を図るとともに、訓練結果から出てきた問題点を検証し、火災発生時の迅速かつ的確な行動に活かしていく。</p> <p>(大田警察署)</p> <p>平成30年度に引き続き今年度は7月31日に職員を対象に消火、通報、避難誘導の訓練を実施し</p>

	<p>た。</p> <p>警察署は事件・事故等の警察事象に対応しながら、自衛消防隊として編成された各班の任務に当たるため、人員確保も重要な課題になるが、今後も継続して訓練を実施して職員の防火管理意識の醸成を図るとともに、訓練結果から出てきた問題点を検証し、火災発生時の迅速かつ的確な行動に活かしていく。</p> <p><b>(知事部局共通)</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>消防計画に定めた訓練実施については、適切に実施されているか確認を行っている。</p> <p>今後、定期的に消防訓練が実施されるよう、周知を図っていく。</p>
<p><b>(4) 訓練内容の充実について (共通)</b></p> <p>訓練は、様々な事象に備え、各施設の用途や特性、施設利用者の状況、勤務人員等の実態にあった想定のもとで行うことが重要である。</p> <p>今回、監査した施設には、大規模な集客施設や夜間も利用される施設等、施設ごとに用途や特性が異なり、施設利用者の中には、緊急時に速やかな避難がしにくい人や情報が伝わりにくい人もいた。</p> <p>このため、一般の来館者にも訓練参加を呼び掛けている施設、高齢者や車椅子利用者の避難誘導を取り入れている施設、勤務人員が通常よりも少ない夜間に訓練を実施している施設、地震や不審者を想定した訓練を実施している施設があった。</p> <p>このように、各施設の実態を踏まえて、様々な場면을想定した訓練の実施について検討されたい。</p>	<p><b>(知事部局共通)</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、事後検証を実施し、訓練内容の見直しを行っており、今後も様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p><b>(教育委員会共通)</b></p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、事後検証を実施しており、今後も訓練内容の見直しを含め、様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p><b>(公安委員会共通)</b></p> <p>前年度実施した訓練の火災発生場所の変更、被留置者の避難を想定した避難訓練等を実施している施設もある。</p> <p>今後とも施設の実態を踏まえて、様々な場面を</p>

	<p>想定した訓練に努める。</p>
<p><b>(5) 消防訓練の結果の検証と活用について (共通)</b></p> <p>消防訓練においては、「訓練計画の策定」「訓練の実施」「実施結果の検証」を繰り返すことが、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながる。</p> <p>監査の結果では、消防訓練の事後検証は、おおむね行われていたが、一部には実施していない施設があった。</p> <p>また、事後検証は行っているが訓練内容の見直しには至っていない施設もあった。</p> <p>については、消防訓練の結果の検証を十分にを行った上で、反省や改善を要する事項については施設内で情報共有し、次回の訓練や以降の防火管理に生かされたい。</p>	<p><b>(知事部局共通)</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、事後検証を実施し、訓練内容の見直しを行っており、今後も様々な場면을想定した訓練の実施を検討する。</p> <p><b>(教育委員会共通)</b></p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、事後検証を実施しており、今後も訓練内容の見直しを含め、様々な場面を想定した訓練の実施を検討する。</p> <p><b>(公安委員会共通)</b></p> <p>事後検証を行うとともに、改善点があれば訓練内容の見直しを行っている。</p> <p>今後とも改善点があれば次回の訓練に生かしていく。</p>
<p><b>(6) 災害・事故等発生時の対応マニュアルについて (共通)</b></p> <p>火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、緊急時に必要な行動や役割分担と責任体制、関係機関への連絡等について、マニュアルを作成し、職員へ周知しておくことが重要である。</p> <p>監査の結果では、8割の施設で災害、事故、不審者対応等、何らかのマニュアルが作成済み又は作成中であり、2割の施設で未作成だったが、その中には、敷地内に複数の建物があるため、あらかじめ役割分担や指示システムを整理し、職員に周知しておいた方が良くと思われる施設もあった。</p> <p>については、マニュアルを作成していない施設</p>	<p><b>(知事部局共通)</b></p> <p>監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。</p> <p>多くの施設において、対応マニュアルを作成しており、災害や事件、事故などに対応した内容となっている。</p> <p>マニュアルを作成していない施設については、必要なマニュアル作成を検討していく。</p> <p><b>(教育委員会共通)</b></p> <p>知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、多くの施設において、対応マニュアルを作成しており、災害や事件、事故などに対応した内容となっている。</p>

設では、施設の用途や特性、建物、利用者の状況等を勘案し、今後、必要に応じて、関係するマニュアルの作成について検討されたい。

また、マニュアルの内容点検や改正について、必要に応じておおむね的確に行われていたが、作成から数年が経過しているのに、点検が行われていない施設もあったため、定期的にマニュアルの内容点検を行い、必要な見直しや内容の充実に努められたい。

マニュアルを作成していない施設については、必要なマニュアル作成を検討していく。

**(公安委員会共通)**

全ての防火対象施設において対応マニュアルを作成している。

今後とも定期的に内容点検を行い、内容の充実に努める。

**(7) 備品等の転倒・落下・移動防止対策について (共通)**

共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策をとっておくことは、地震発生時、施設利用者の負傷防止や迅速な避難のために必要な対応である。

監査の結果では、25施設のうち、約8割の施設が、一部に未対策の備品等が残っている又は全く対策ができていない状況であった。

施設の管理者からは、「どこまで対策を講じるべきか判断が難しい」といった疑問もあったが、平成30年度内に管財課が転倒防止マニュアルを作成することから、危険性に応じた優先順位も考慮しつつ、このマニュアルを参考にして、共用スペースや執務室に設置している備品等の転倒・落下・移動防止対策を早期に完了する必要がある。

**(知事部局共通)**

監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。

平成31年3月28日付け管財第1431号総務部長通知「県有施設における家具等の転倒防止固定基準の制定について」により管財課が職場の安全確保についてマニュアルを作成した。

このマニュアルに沿って安全対策を実施しているところであるが、対策未実施の施設について、早期の実施を目指し、その実施内容を確認していく。

**(教育委員会共通)**

平成31年3月28日付け管財第1431号総務部長通知「県有施設における家具等の転倒防止固定基準の制定について」により管財課が職場の安全確保についてマニュアルを作成した。

このマニュアルに沿って安全対策を実施しているところであるが、知事部局が実施した施設の安全、安心に関する実態調査の結果、対策未実施の施設について、早期の実施を目指し、その実施内容を確認していく。

**(公安委員会共通)**

マニュアルを参考に備品等の転倒・落下・移動対策を検討する。

**(8) 安全管理に関する職員研修について（共通）**

火災や地震等の災害や事故等の発生時に、施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大防止を図るためには、職員が緊急時に冷静な判断に基づき迅速かつ的確な行動がとれるように、日頃から研修の機会を設けることが重要である。

監査の結果では、職場で研修を実施したり、職場外で開催される研修に参加することにより、全ての施設が研修に取り組んでいた。

しかし、このうち、約2割の施設では、不定期に実施（又は参加）している状況であり、毎年度、定期的な実施（又は参加）には至っていなかった。

については、職員研修について、毎年度、定期的な実施（又は参加）するよう努められたい。

**（知事部局共通）**

監査意見への対応状況について、知事部局のほか、教育委員会、警察本部、病院局、企業局において、施設の安全、安心に関する実態調査を行った。

職員研修の実施又は参加について、各施設の設置目的に応じた内容の研修の機会を確保するなど、施設利用者や職員の安全管理の意識醸成を図っていく。

**（教育委員会共通）**

職員研修の実施又は参加について、各施設の設置目的に応じた内容の研修の機会を確保するなど、施設利用者や職員の安全管理の意識醸成を図っていく。

**（公安委員会共通）**

各施設において消防設備の使用方法の研修、台風発生時期には朝礼等を利用し研修を行っている。

今後とも定期的に研修を行うよう努める。